

令和4年度香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（別紙1：令和4年度の取組みについて）

事業主体	重点的な取組み	支援目標		【取組イ】	【取組ロ】	【取組ハ】	【取組ニ】
		耐震診断	耐震改修	戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み	耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組み ※直後および1年程度経過時に行うこととする。	改修事業者等の技術力向上を図る取組み及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み ※下記に加え、改修事業者等のリストを補助申請窓口に設置、HPに掲載する。	耐震化の必要性に係る普及・啓発 ※下記の加え、県、全市町で、チラシ、パンフレットによる耐震化の必要性及び補助制度内容の周知を実施する。
香川県	低コスト工法を活用した耐震改修工事のメリットを周知する(①) 耐震診断後、耐震改修を円滑に進めていくあり方を検討する(③)	-	-	自治会出前講座等の機会を捉え、市町職員が戸別訪問を実施しやすい環境を整備(②)	耐震診断後、耐震改修を躊躇する要因を分析し、解消を図るための取組み（行政からの働きかけ、診断した建築士への啓発等）を市町と連携して実施(③)	改修事業者等向けの講習会を開催(③) 実績のある改修事業者のリストを公開(①)	県広報誌に耐震化の必要性に係る啓発記事を1回以上掲載(②) 県民向けにセミナーを年1回以上開催(②) 県内統一の住宅耐震化の必要性に係る普及・啓発用のチラシ等を作成(②)
高松市	地域コミュニティセンターの協力を得て、自治会を通じ広く耐震補助制度の活用を促す。	110	60	地域コミュニティセンター（3ヶ所程度）を通じ、自治会へ耐震補助制度の資料を回覧配布依頼(②)	耐震診断後に耐震改修工事に進んでいない物件をピックアップし、耐震改修補助制度、代理受領制度の資料を送付し、耐震改修を促す。(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を年1回以上開催(①) ホームページ等に改修事業者リスト等に関する情報掲載(①)	広報誌、ホームページに耐震補助制度の記事を掲載(②) 県と連携して管内の住民向けに耐震講座と建築士による個別相談会を開催(②)
丸亀市	納税通知書に耐震対策支援のチラシを同封する(②)	20	15	納税通知書に耐震対策支援のチラシを同封する(②)	過年度に耐震診断を行い、未だ耐震改修を行っていない者へ電話連絡、パンフレットにて低コスト工法等の啓発を行い耐震改修を促す(③)	県と連携し、地域の技術者向け講習会等をサテライト会場として開催。	市広報誌に、耐震補助制度の記事を掲載(②) 県と連携して県民向け講座を開催し、補助事業制度概要の説明を実施
坂出市	広報誌に年に3、4回掲載し、Twitterに補助制度の周知広報活動	25	13	古い木造住宅密集地（林田、川津等）を重点的にポスティングを実施	耐震診断後に耐震改修工事を行っていない物件に、耐震改修補助制度、低コスト工法の資料を送付し、耐震改修を促す	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を年1回以上開催	広報誌、ホームページ、Twitterに耐震補助制度の記事を掲載 県と連携して管内の住民向けに耐震講座と個別相談会を開催
善通寺市	自治会や他部局等との連携・協力を得て、多様な発信方法による普及啓発を実施する。	15	7	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシ(13,000部程度)を同封する(②)	・改修工事申請に至っていない市民への個別案内書類のDM発送(③) ・耐震診断実施後に申請者にヒアリングを対面若しくは電話で行い、耐震改修への移行を促す(③)	・県と連携し、改修事業者向けの勉強会を開催(①) ・香川県住まいる耐震化実績事業者登録制度 登録者名簿を窓口に備え付け希望者に配布(①)	・広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②) ・市内の住民向けに建築士による個別相談会を開催(②) ・他課イベントにて補助事業チラシの配布及び事業概要説明(②)
観音寺市	令和3年度実施した、市内のスーパー等の商業施設や金融機関等への補助制度周知用のリーフレットやポスターの設置については、申込件数が大幅に増加したことから次年度も継承し、新たに医療機関等への掲示依頼の取組みに努め、より一層の制度普及を推進する。	15	15	地元自治会単位と連携した普及啓発活動（コロナ禍で感染拡大状況次第ではあるが、戸別訪問及び出前講座は控え、自治会長の同意を得てポスティングを主体とした地道な取組みに努める）(②)	耐震診断を実施した方に、低コスト工法の事例紹介やメリットについて説明を行い、概算工事費の試算提案も含めた普及啓発に努め、耐震改修の促進を図る。(③)	県と連携し、改修事業者向けの技術力向上に係る技術講習会を年1回以上開催(①) 相談窓口等に改修事業者リスト等に関する情報掲載(①)	自治会総会の配布資料に耐震補助制度のリーフレット及び耐震無料相談会の案内資料を同封し、自治会全戸回覧を行い広く事業の普及啓発の促進を図る(②)
さぬき市	過去に耐震対策を実施した住宅の近隣住民に対し、チラシを配布する(2地区各20戸程度)(②)	15	6	過去に耐震対策を実施した住宅の近隣住民に対し、チラシを配布する(2地区各20戸程度)(②)	耐震診断完了後、一定期間の間に改修の申請が無かった住民に対し、意向調査とチラシの送付を実施(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を年1回開催(①)	広報誌・ホームページに耐震補助制度の記事を掲載(②) 県と連携して管内の住民向けに耐震講座と建築士による個別相談会を開催(②)
東かがわ市	過去に耐震化に高額な費用が掛かるといった認識を持った住宅所有者に、低コスト工法と代理受領制度を紹介し、再度耐震化の検討を促す。	20	10	コロナ禍の影響が収まるまでの間は対面式の戸別訪問は控え、耐震改修等に至っていない過去の相談者を中心に、電話等による直接的な働きかけを行う(①、②)	DM及び、連絡先が判明している場合は電話での周知等により、耐震関連イベントの案内を実施(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を年1回以上開催(①)	広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②) 市民向けに耐震講座と建築士による個別相談会を開催(②)
三豊市	業者、行政、市民の繋がりをより強固にする。市民への無料相談会、事業者向けの勉強会などに力を入れていく。	16	8	旧耐震基準の住宅が比較的多く残る地域を主として、地域を限定し、戸別訪問で耐震化を促す(緊急事態宣言などで戸別訪問が難しい場合は同地区にポスティングを行う)(②)	過去に耐震診断をされた市民に対して、耐震改修工事を促したり、無料相談会等の案内等をDMでおこなう。(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を開催(①)	・市民への耐震化に関する無料相談会をおこなう(②) ・耐震化に関する内容の広報誌への掲載をおこなう(②)
土庄町	空き家対策関連部局と連携し、空き家バンク購入・賃借者への耐震改修の啓発を行う。	5	3	木造密集地域を2地域ほど選定し、戸別訪問を実施する。(②)	耐震診断申込時に改修に係る税制優遇制度と町独自の耐震化リフォーム支援事業の案内を実施し、改修事例(参考程度)を案内する。(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会及び技術講習会を開催する。(①)	広報誌や回覧板等に耐震補助制度の記事を3回以上掲載する。(②) 各種イベント(産業まつり等)に耐震関連ブースを設置し、個別相談会を開催する。(②)
小豆島町	島内の建築士会と連携し、無料相談会を開催	5	5	住民が参加するイベントにブースを設け、耐震補助の案内や相談会を実施(②)	耐震診断後に改修の意向を確認するとともに、耐震関連イベントの案内を実践(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を開催(①)	広報誌・HPに耐震補助制度の記事を記載(②)
三木町	耐震化が促進されていない1～2地区に個別訪問を実施する	10	3	三木町内において、耐震化が促進されていない1～2地区に、戸別訪問（もしくはポスティング）を実施（30～40戸程度を予定）(②)	耐震診断を実施した者の内、改修工事を行っていない者に対して、改修を促すように通知文書等を発送する。(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会及び技術講習会を年2回開催(①)	広報誌に耐震補助制度の記事を掲載するほか、県と連携して耐震講座や個別相談会を実施する。
直島町	危機管理部局、地域の建築士と連携し、管内1地区（20戸程度）の個別訪問を実施(②)	3	2	危機管理部局、地域の建築士と連携し、管内1地区（20戸程度）の個別訪問を実施、個別訪問が実施できない場合はそれに代わる方法を検討(②)	診断後、未改修の方にDMによる啓発を実施(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を年2回開催(①)	広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②) 県と連携して管内の住民向けに耐震講座と建築士による個別相談会を開催(②)
宇多津町	地籍調査事業において、住宅の所有者と連絡、現地に立ち会える機会を活用し、耐震化の促進を図る。	4	3	地籍調査事業と連携し、宅地の現地立会（戸別訪問）時に耐震化を促す。(②)	耐震診断後、改修を行っていない住宅に対し、改修の意向調査及び改修を促す案内文を送付。(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を開催(①)	広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②) 地籍調査事業と連携し、各種案内時に補助制度のパンフレット等を同封。(②)
綾川町	耐震診断後に改修を実施していない者に対しダイレクトメール等の方法により改修を促す(③)	8	5	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシを同封する(②)	耐震診断後に改修の意向を確認する。また額の確定通知に低コスト工法のパンフレットを同封する。(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を開催(①)	広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②) 県と連携して建築士による個別相談会を開催(②)
琴平町	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシを同封する(②)	4	3	納税通知書に耐震対策支援事業のチラシを同封する(②)	耐震診断後に改修補助制度の説明及び改修事業者リストを提示するとともに、耐震診断後に改修を実施していない者に改修補助制度及び相談窓口等を記載したDMを送付(③)	県と連携し、改修事業者向けの講習会を開催(①)	町広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②) 県と連携して管内の住民向けに耐震講座を開催(②)
多度津町	固定資産税通知に補助制度のチラシを同封	8	5	固定資産税通知に補助制度のチラシを同封(②)	耐震診断報告時に耐震改修補助制度、低コスト工法の説明を行い、耐震改修を促進(③)	県と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を年2回開催(①)	町広報誌に耐震補助制度の記事を掲載(②) 県と連携して住民向けに建築士による個別相談会を開催(②)
まんのう町	広報誌の掲載や戸別訪問を実施し、耐震の必要性と補助制度を周知する。また住民向け講座と連携し、建築士の無料相談を実施する。	5	3	管内2地区（20戸程度）の戸別訪問を実施(②) ※コロナウイルス感染拡大の状況を注視し、状況が好転するまでは直接対面は控え別の方法によるものとする。	耐震診断後にチェックリストを用いて改修の意向を確認するとともに、耐震関連イベントの案内を実施(③)	県及び近隣市町と連携し、改修事業者向けの勉強会および技術講習会を開催(①)	広報誌に補助制度の記事を掲載(②) 県と連携して管内の住民向けに耐震講座と建築士による個別相談会を開催(②) 本庁ロビーに本庁舎ロビーにて補助制度周知スペースの設置（1週間程度）(②)